

公益通報規程

株式会社東京設計事務所

公益通報規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、公益通報者保護法に基づき、労働者からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報または相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（通報窓口）

- (1) 社内の通報の受け付け窓口および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（「通報窓口」という。）をコンプライアンス室に設置する。
- (2) 社外の通報受け付け窓口を第4条（2）項に定める弁護士に指定する。
この場合の社外の通報窓口への通報は、社内情報の守秘義務の対象外とする。

第3条（通報の方法）

- (1) 社内通報窓口の利用方法は、電話、面会および別添通報様式 - 1（社内用）を用いた郵送、電子メールとする。
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 7階
（株）東京設計事務所コンプライアンス室通報窓口
Tel：03-3580-2751 Eメール：tsuho@tokyoengicon.co.jp
- (2) 社外通報窓口の利用方法は、電話および別添通報様式 - 2（社外用）を用いた郵送、電子メールとする。
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル 3F
弁護士法人 T N L A W 鈴木・曾我法律事務所 弁護士 藤田太郎
Tel：03-3503-7272 Eメール：t.fujita@tn-law.jp

第4条（通報処理担当者）

通報処理担当者は、コンプライアンス室長および室長が指名した室員とし、通報窓口において受理された通報および相談に関しては、本規程に則り処理を行う。

第5条（調査）

- (1)通報された事項に関する事実関係の調査はコンプライアンス室が行う。
- (2)コンプライアンス室長は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。
- (3)パワーハラスメントおよびセクシュアルハラスメントについては、それぞれ別途定める「パワーハラスメント防止規程」及び「セクシュアルハラスメント防止規程」によるものとする。

第 6 条（協力義務）

各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

第 7 条（是正措置）

調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

第 8 条（社内処分）

調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には、会社は当該行為に関与した者に対し、懲戒処分を行うことができる。

第 3 章 当事者の責務

第 9 条（通報者および相談者の保護）

- (1)会社は、通報者および相談者（以下通報者等という）が通報または相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行っていない。
- (2)会社は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者に対しては、懲戒処分を行うことができる。

第 10 条（個人情報の保護）

会社および本規定に定める業務に携わる者は、通報された内容および調査で得られた個人情報を開示してはならない。会社は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、懲戒処分を行うことができる。

第 11 条（通知）

会社は、通報者に対して、調査結果および是正結果について、被通報者（その者

が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第 12 条(不正目的の通報)

通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷するような通報、その他不正目的の通報を行ってはならない。会社は、そのような通報を行った者に対し、懲戒処分を行うことができる。

第 13 条(通報または相談を受けた者の責務)

通報処理担当者に限らず、通報または相談を受けた者は、誠実に対応するよう努めなければならない。

付則

本規程は、平成 18 年 8 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 24 年 11 月 16 日より改正実施する。(外部通報窓口)

本規程は、2014 年 10 月 15 日より改正実施する(様式を除き全面改正)。